

平成27年6月8日

第5回倉吉市議会定例会議案

倉吉市

平成27年 6月第5回 倉吉市議会定例会会期

6月 8日 (月曜日)	本 会 議
6月 9日 (火曜日)	本 会 議
6月10日 (水曜日)	本 会 議
6月11日 (木曜日)	本 会 議
6月12日 (金曜日)	予 備 日
6月13日 (土曜日)	休 会
6月14日 (日曜日)	休 会
6月15日 (月曜日)	本 会 議
6月16日 (火曜日)	予 備 日
6月17日 (水曜日)	休 会
6月18日 (木曜日)	委 員 会
6月19日 (金曜日)	委 員 会
6月20日 (土曜日)	休 会
6月21日 (日曜日)	休 会
6月22日 (月曜日)	委 員 会
6月23日 (火曜日)	議 事 整 理 日
6月24日 (水曜日)	本 会 議

報 告

平成27年6月第5回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成27年 6月 8日

倉吉市議会議長 由 田 隆

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		

目 次

報告第 1 号	平成26年度倉吉市繰越明許費繰越計算書について……………	1
議案第52号	平成27年度倉吉市一般会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第53号	倉吉市税条例の一部改正について……………	4
議案第54号	倉吉市災害遺児手当支給条例の一部改正について……………	12
議案第55号	倉吉市介護保険条例の一部改正について……………	15
議案第56号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(灘手工業用地貸 工場建設(建築主体)工事)……………	17
議案第57号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(灘手工業用地貸 工場建設(機械設備)工事)……………	18
議案第58号	財産の無償譲渡について……………	19
議案第59号	市道の路線の廃止について……………	20
議案第60号	市道の路線の認定について……………	23
議案第61号	倉吉市名誉市民の決定について……………	26
陳情第 7号	NHK受信料の全世帯支払義務化に反対する意見書提出について……………	陳1
陳情第 8号	倉吉市国民健康保険条例の改正について……………	陳4
陳情第 9号	人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める 意見書提出について……………	陳6

報告第1号

平成26年度倉吉市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり平成26年度倉吉市繰越明許費繰越計算書を本市議会に報告する。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

平成26年度倉吉市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入	左の財源内訳							一般財源
						特定財源		未収入特定財源		収入			
						国庫支出金	県支出金	未収入特定財源	債分・負担金	諸収入	収入	収入	
2総務費	1総務管理費	社会保障・税番号制度対応システム改修事業	11,400,000	11,400,000		8,266,000							3,134,000
2総務費	1総務管理費	旧明倫小学校円形校舎等除却事業	69,304,000	69,304,000									69,304,000
2総務費	1総務管理費	シビックセンターたからが跡地整備事業	77,156,000	77,155,880			73,100,000						4,055,880
2総務費	1総務管理費	地域住民生活等緊急支援交付金事業	556,977,000	556,434,668		37,471,900							518,962,768
3民生費	1社会福祉費	社会保障・税番号制度対応システム改修事業	16,454,000	16,454,000		10,952,000							5,502,000
3民生費	1社会福祉費	人権啓発推進	1,027,000	1,027,000			771,000				60,000		196,000
6農林水産業費	1農業費	6次産業化ネットワーク活動交付金事業	264,750,000	264,750,000			264,750,000						
6農林水産業費	1農業費	県営農業用河川工作物応急対策事業費負担金	90,000	60,403									60,403
6農林水産業費	1農業費	県営地域ため池総合整備事業費負担金	8,092,000	8,085,133				7,100,000					985,133
6農林水産業費	1農業費	横手地区農業基盤整備事業	6,588,000	6,588,000		3,600,000					2,988,000		
6農林水産業費	1農業費	農業農村自然エネルギー利活用支援事業	1,000,000	1,000,000									1,000,000
6農林水産業費	1農業費	輪王寺用排水路整備事業	2,000,000	1,420,000			951,400				227,200		241,400
7商工費	1商工費	医療機器関連企業誘致事業	16,297,000	16,247,240				14,500,000					1,747,240
8土木費	2道路橋梁費	地方道路整備事業(地域活力基盤創造交付金)	25,730,000	15,661,890		14,230,197			600,000				831,693
8土木費	2道路橋梁費	安全・安心生活空間整備事業	38,520,000	37,800,000		22,672,486			13,500,000				1,627,514
8土木費	3河川費	自然災害防止対策事業	14,500,000	5,383,440					5,200,000				183,440
8土木費	5住宅費	地域住宅交付金事業	42,515,000	42,514,000					42,400,000				114,000
10教育費	2小学校費	成徳小学校耐震補強事業	28,242,000	28,242,000					26,700,000				1,542,000
10教育費	2小学校費	上灘小学校屋内運動場改築事業	340,287,000	340,287,000		65,000,000			245,400,000				29,887,000
10教育費	3中学校費	中学校運営(総務)	15,960,000	15,960,000									15,960,000
11災害復旧費	1農林水産業施設災害復旧費	現年度補助災害復旧事業	2,000,000	1,845,720			922,860		700,000		92,286		130,574
計			1,538,889,000	1,517,620,374		124,720,683	304,867,160	429,200,000	3,307,486	60,000		655,465,045	

(一般会計)

(単位：円)

平成26年度倉吉市繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入	左の財源内訳						一般財源	
						特定財源	国庫支出金	県支出金	未収入金	債分・負担金	収入		入
1下水道費	1下水道費	雨水補助事業	47,000,000	30,400,000		14,900,000			15,500,000				
1下水道費	1下水道費	流域下水道事業	17,079,000	16,735,272	135,272				16,600,000				
1下水道費	1下水道費	特定環境保全公共下水道流域下水道事業	1,769,000	1,732,815	132,815				1,600,000				
計			65,848,000	48,868,087	268,087	14,900,000			33,700,000				

議案第53号

倉吉市税条例の一部改正について

次のとおり倉吉市税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市税条例の一部を改正する条例

倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた表を加える。

改正後	改正前			
<p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3～6 略</p> <p style="text-align: center;">(寄附金税額控除)</p> <p>第37条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は第3項及び第4項に規定する寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第3項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">主たる事務所</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">期間</td> </tr> </table>	名称	主たる事務所	期間	<p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>3～6 略</p> <p style="text-align: center;">(寄附金税額控除)</p> <p>第37条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項各号に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2及び3 略</p>
名称	主たる事務所	期間		

	の所在地	
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで

(市民税の申告)

第39条の2 第24条第1項第1号の者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第37条(同条第4項に規定する寄附金に係る部分を除く。))の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～5 略

6 第24条第1項第1号の者は、第37条第1項(同条第4項に規定する寄附金に係る部分に限る。))の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

7 略

8 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第39条の3の3 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所

(市民税の申告)

第39条の2 第24条第1項第1号の者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第37条の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～5 略

6 略

7 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第39条の3の3 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所

得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第55条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第55条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第55条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第55条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第55条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第55条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第101条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495

	<p>円とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第104条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 倉吉市税条例第35条第2項及び第39条の3の3第4項の改正並びに次条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 倉吉市税条例附則第4条第1項の改正及び附則第16条の2を削る改正並びに附則第3条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の倉吉市税条例（以下「新条例」という。）第35条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条及び第39条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年1月1日以後に支出する同条に規定する寄附金について適用し、同日前に支出するこの条例による改正前の倉吉市税条例（以下「旧条例」という。）第37条及び第39条の2の規定による寄附金については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第101条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第104条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第104条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この条において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第104条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第104条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第104条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若

しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第98条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第104条第1項若しくは第2項、	倉吉市税条例の一部を改正する条例（平成27年倉吉市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第104条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項
第19条第3号	第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第3条第6項の納期限
第104条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第104条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第6項
第106条の2	第104条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項
	当該各項	同項
第107条第2項	第104条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第105条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第104条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これら

の者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第104条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第106条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第107条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第12項において準用する同条第5項

第7項の表第19条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第104条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第106条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第107条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第104条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第106条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第107条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

議案第54号

倉吉市災害遺児手当支給条例の一部改正について

次のとおり倉吉市災害遺児手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例

倉吉市災害遺児手当支給条例（昭和47年倉吉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）で、市内に住所を有するもののうち、その養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は<u>障がい</u>の状態（<u>児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。</u>）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は<u>障がい</u>の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。</p> <p>2 この条例において「養育者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 父又は母</p> <p>(2) <u>児童を監護し、かつ、その生計を維持する者（父及び母のいずれもが死亡し、若しくは障がいの状態にあり、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）</u></p> <p>(手当の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、<u>手当を支給しない。</u></p> <p>(1) <u>災害遺児の生計を維持し、又は災害遺児と生計を同じくする父又は母が再婚（婚姻の届出</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）で、市内に住所を有するもののうち、その養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は<u>障害</u>の状態（<u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。</u>）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は<u>障害</u>の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。</p> <p>2 この条例において「養育者」とは、次に<u>各号</u>に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 父</p> <p>(2) <u>母（父が死亡し、若しくは障害の状態にあるとき、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）</u></p> <p>(3) <u>児童を監護し、かつ、その生計を維持する者で、前2号に掲げる者以外のもの（父及び母が死亡し、若しくは障害の状態にあるとき、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）</u></p> <p>(手当の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>手当は、次の各号のいずれかに該当する災害遺児については、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>父がその生計を維持するに至った者</u></p> <p>(2) <u>母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含</u></p>

<p>をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合</p>	<p>む。)をした者でその配偶者と生計を同じくするもの</p>
<p>(2) <u>災害遺児が養子となった場合</u></p>	<p>(3) <u>父から認知された者でその父と生計を同じくするもの</u></p>
<p>(3) <u>災害遺児の生計を維持し、又は災害遺児と生計を同じくする者の前年（1月から6月までの間に支給される手当については、前々年）の所得について、所得税が課されている場合</u></p>	<p>(4) <u>養子となった者</u></p>

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第3条第2項に第3号を加える改正は、平成28年4月1日から施行する。

議案第55号

倉吉市介護保険条例の一部改正について

次のとおり倉吉市介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市介護保険条例の一部を改正する条例

倉吉市介護保険条例（平成12年倉吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</p> <p>第13条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業<u>及び</u>同条第2項第4号に掲げる事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、平成29年4月1日から行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</p> <p>第13条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業、<u>同条第2項第4号</u>に掲げる事業<u>及び同項第5号</u>に掲げる事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、平成29年4月1日から行うものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

平成26年9月25日市議会の議決を経た灘手工業用地貸工場建設（建築主体）工事に係る「工事請負契約の締結について」（平成26年議案第68号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

「工事請負契約の締結について」の

5 契約金額

「1,249,560,000円」を

「1,313,940,000円」に改める。

議案第57号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

平成26年9月25日市議会の議決を経た灘手工業用地貸工場建設（機械設備）工事に係る「工事請負契約の締結について」（平成26年議案第70号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- 「工事請負契約の締結について」の
- 5 契約金額
- 「329,400,000円」を
「281,600,000円」に改める。

議案第58号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 譲渡の目的

旧山守診療所等の財産について、現在当該財産を使用している者に無償譲渡することにより、地域の振興を図るもの

2 財産の種類及び数量

土地 526.74平方メートル

建物 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 212.89平方メートル

コンクリートブロック造陸屋根平屋建 6.00平方メートル

3 所在地

倉吉市関金町堀字新田大境1748番2

4 譲渡の相手方

倉吉市関金町堀1748番地2

森本敏彦

議案第59号

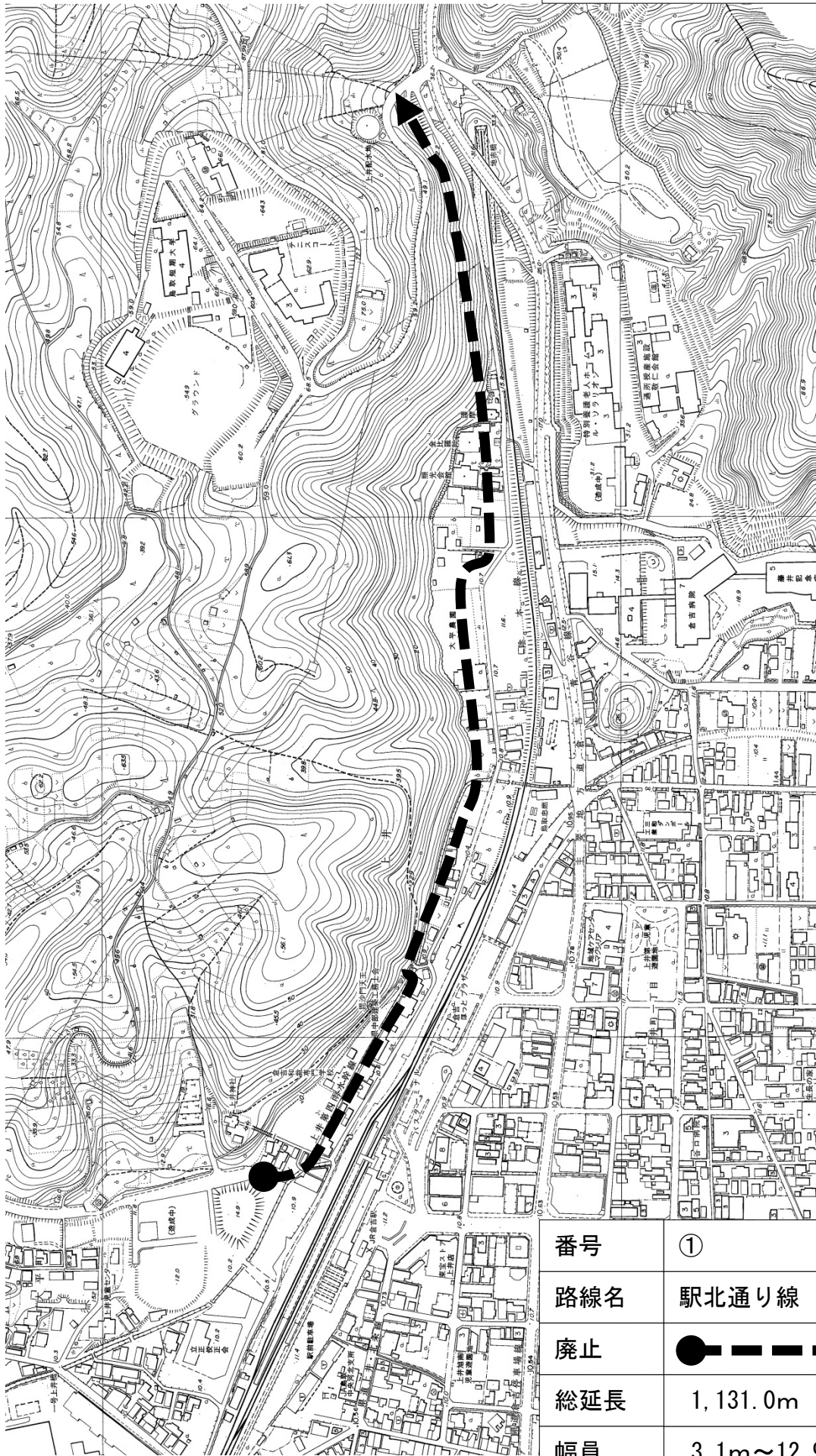
市道の路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本市議会の議決を求める。

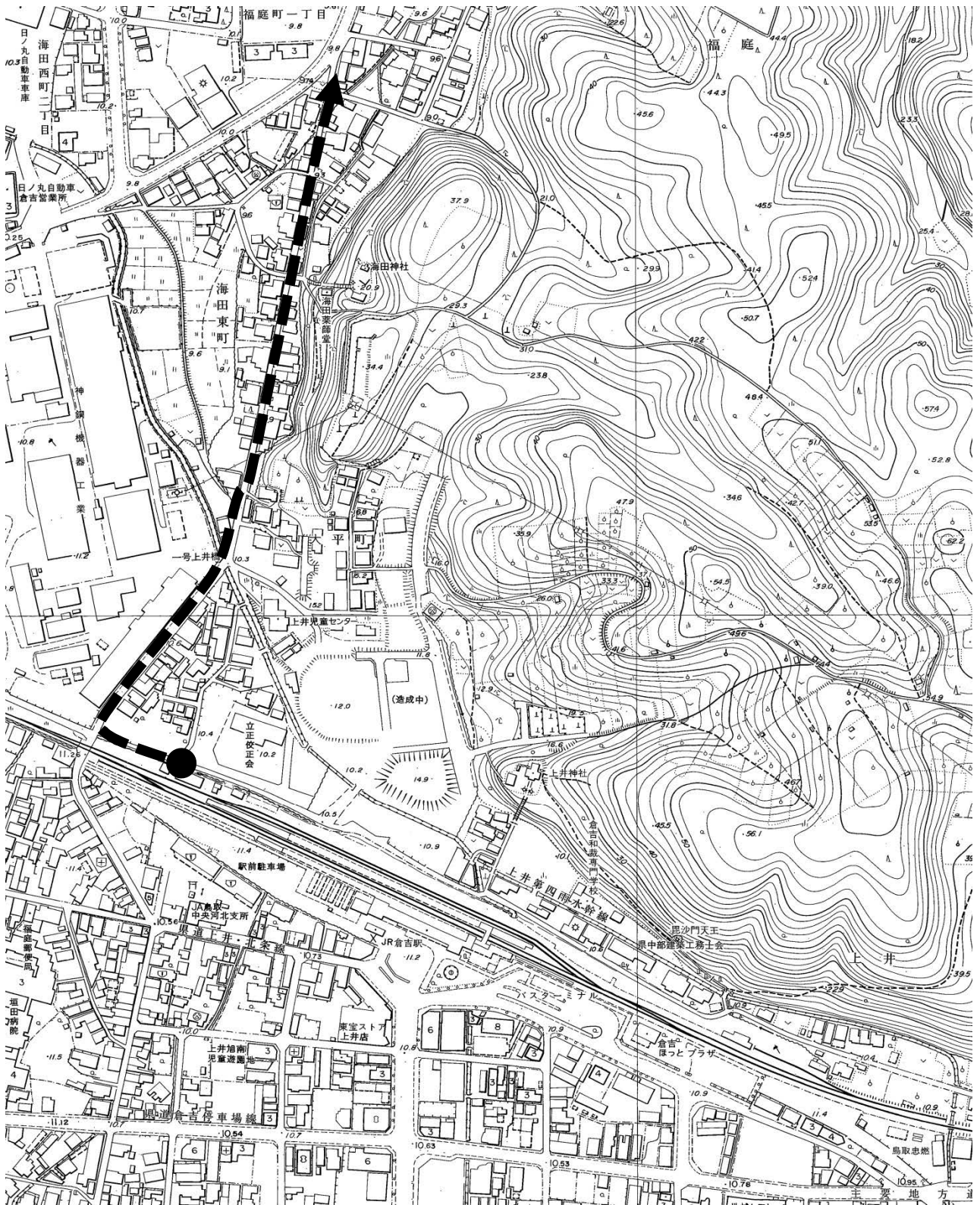
平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
①	駅北通り線	倉吉市上井字宮ノ前185番2地先	
		倉吉市山根字大谷23番1地先	
②	上井海田東町線	倉吉市上井字五反田317番1地先	
		倉吉市海田東町字荒神84番2地先	



番号	①
路線名	駅北通り線
廃止	● ———▶
総延長	1,131.0m
幅員	3.1m~12.9m



番号	
路線名	上井海田東町線
廃止	● ———▶
総延長	629.9m
幅員	4.4m ~ 20.0m

議案第60号

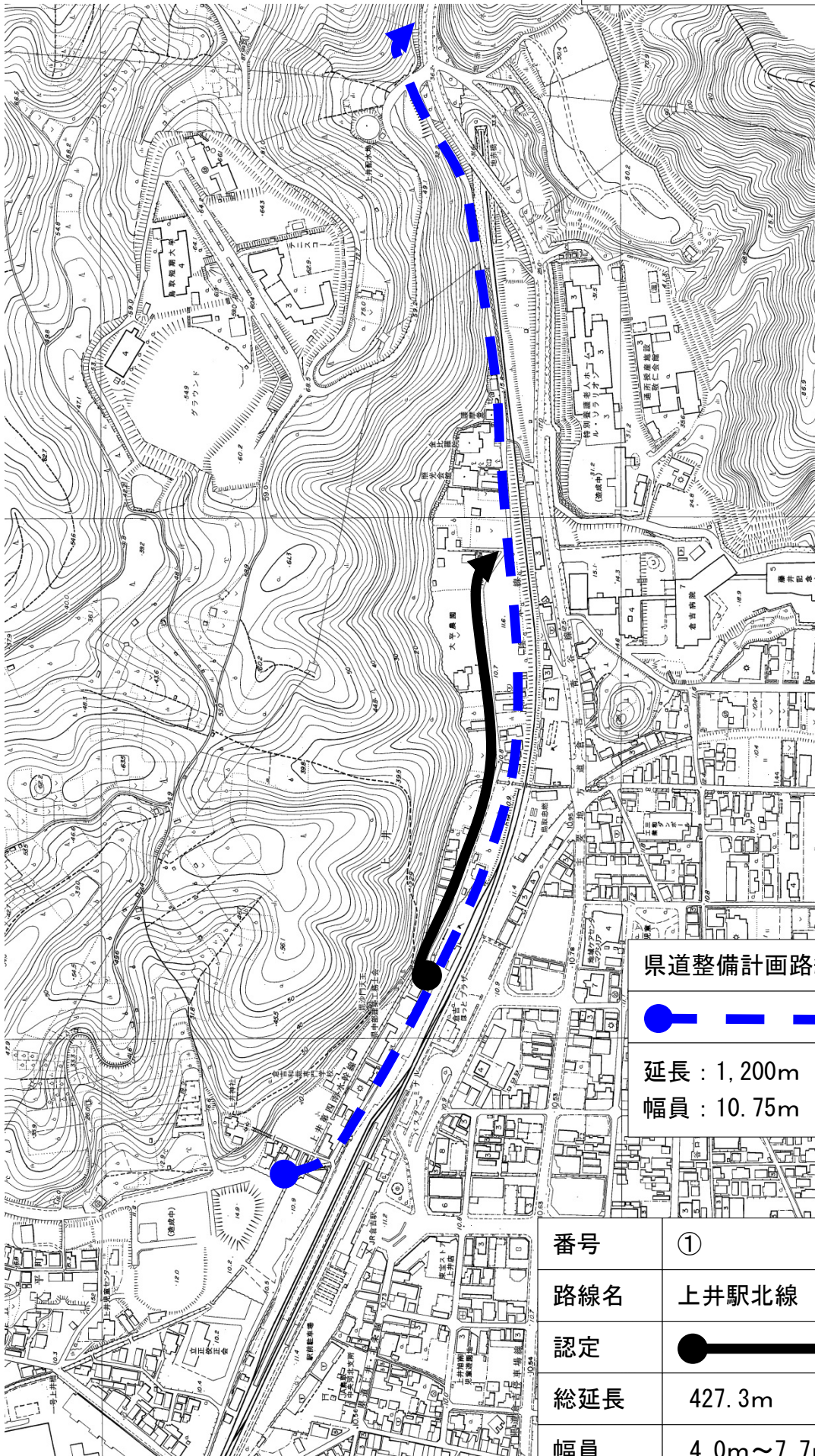
市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
①	上井駅北線	倉吉市上井字宮ノ坪78番1地先	
		倉吉市上井字山田19番1地先	
②	上井海田東町線	倉吉市上井町二丁目1番1地先	
		倉吉市海田東町字荒神84番2地先	



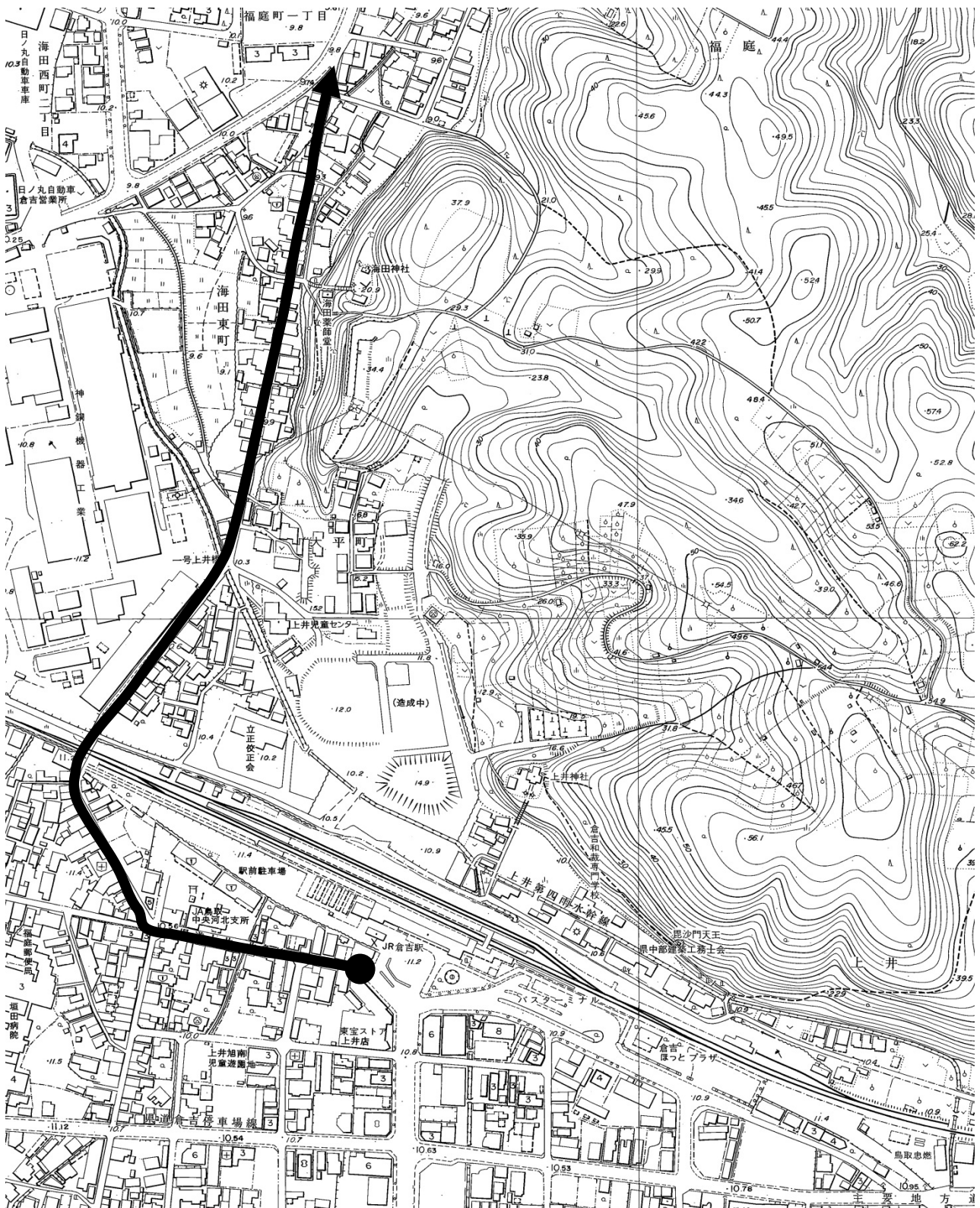
県道整備計画路線



延長：1,200m

幅員：10.75m

番号	①
路線名	上井駅北線
認定	
総延長	427.3m
幅員	4.0m~7.7m



番号	②
路線名	上井海田東町線
認定	
総延長	853.4m
幅員	4.4m~20.0m

議案第61号

倉吉市名誉市民の決定について

次の者に倉吉市名誉市民の称号を贈ることについて、倉吉市名誉市民条例（昭和38年倉吉市条例第29号）第2条の規定により、本市議会の同意を求める。

平成27年6月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

大坂弘道 生年月日 昭和12年2月20日生
 出身地 倉吉市下古川

倉吉市名誉市民候補者

大坂弘道

生年月日 昭和12年2月20日生

出身地 倉吉市下古川

業績

昭和48年、第13回伝統工芸新作展に《神代杉砂磨箱》を出品し、東京都教育委員会賞受賞。

昭和49年、第14回伝統工芸新作展に《柘造刳短冊箱》を出品し、日本工芸会東京支部賞受賞。

昭和53年、第25回日本伝統工芸展に《朴木菱形木画箱》を出品し、文部大臣賞受賞。

昭和54年、第26回日本伝統工芸展に《菱形木画箱》を出品し、日本工芸会総裁賞受賞。

昭和55年、宮内庁より正倉院宝物復元模造を委嘱される。

昭和61年、《紫檀木画箱》を復元し、正倉院に納める。

昭和62年、第34回日本伝統工芸展に《紅木紫檀八角経筒》を出品し、保持者選賞受賞。

平成3年、第31回伝統工芸新作展に《黒柿印匣》を出品、宮内庁買い上げ。

平成9年、重要無形文化財「木工芸」の保持者（人間国宝）に認定される。

平成9年、倉吉市市民栄誉賞受賞。

平成10年、紫綬褒章受章。

平成11年、伯耆いきいきライフカレッジで「匠の技と知恵」と題し講演。

平成24年、練馬区立美術館で「人間国宝 大坂弘道展」開催。

平成26年、倉吉博物館で「人間国宝 大坂弘道展 正倉院から華開いた木の物語」が開催され、新作を含め72点もの作品が展示される。会期中には、記念講演会や小学生のための作品解説会を行い、市民に分かりやすく作品を伝えた。また、倉吉市に作品10点と関連資料を寄贈。

陳情第 7 号

NHK受信料の全世帯支払義務化に反対する意見書提出について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年 3月19日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 6月 8日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成27年3月19日

倉吉市議会議長 様

提出者 住所：鳥取県倉吉市新田129

氏名：足羽 佑太



NHK受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書の提出について（陳情）

このことについて、下記のとおり陳情します。

記

○陳情事項の要旨

(1) 放送法第64条におけるNHKとの契約義務規定の改正を求め、受信料の全世帯支払い義務法制化に反対し、(2) 放送をスクランブル化して真にNHKの放送を見たい者からのみ料金を徴収し、(3) 公共放送として不偏不党の放送をし、国民の目線に立った経営をなされるべきことについて、貴議会より意見書の提出を求めたい。

○陳情事項の詳細

NHKの榑井勝人会長は3月5日、衆院総務委員会での答弁で、「(受信料の支払いを)義務化できればすばらしい」と述べた。榑井会長は、維新の高井崇志議員に義務化について考えを問われ、「(現在は対象世帯の)24%が払っておらず、公平になっていない。(未払いの)罰則もない。(支払い義務を)法律で定めていただければありがたい」と述べた。

また、この考えに関連して日経新聞も、「総務省はNHKの受信料制度の見直しに着手する。NHKのインターネットサービスの拡大を踏まえてテレビのない世帯からも料金を徴収する検討を始める。パソコンなどネット端末を持つ世帯に納付義務を課す案のほか、テレビの有無にかかわらず全世帯から取る案も浮上している。」と報じている。(2月26日付)

2015年中をめどに大学教授らをメンバーとする有識者会議を立ち上げ、検討結果を総務省の有識者会議に報告。早ければ17年の通常国会に放送法の改正案を提出し、18年にも施行される可能性があるという。

現状、放送法(昭和25年5月2日法律第132号。以下、単に「法」という。)では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない(法64条)」と定め、NHKを受信できるテレビ等を設置した者に対し、契約の締結を義務付けている。しかし、受信料を支払う義務については、法に定めはなく、NHKの受信規約で定められている。¹

このたびの改正では、この支払い義務を、法に直接書いてしまおうとするものである。しかし、このNHK受信料の支払い義務化規定および現行の法制度は、次のとおり問題がある。

(a) 法第64条の受信契約義務規定は違憲の疑いあり

まず、そもそも、現行法の契約義務規定自体が、違憲の疑いがあるという事である。テレビを設置したら、民放しか見ない(見たくない)者にも強制的に契約締結義務が(ひいては、受信料支払い義務も)あるとするならば、その者は、NHKの放送が自らの思想に反する場合も、これに対して契約・金銭の出捐を強いられ、憲法第19条の思想・良心の自由を侵害される事になるおそれがあるからである。これまでは、法に契約義務はあっても支払い義務までは明記されていなかったもので、事実上、NHKの放送が自らの思想・良心の自由を反すると考える者にとって、これが支払い拒否の理由付けになっていたが、法制化によって、本格的に、思想・良心の自由への不当な制約に拍車がかかることになる。しかも、罰則まで付け、いわゆる行政刑法化するのだから、なおさら問題である。

¹ 放送規約第1条第2項(受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機…)のうち、地上系によるテレビ…のみを受信できる…受信機を設置(使用できる状態におくことをいう…)した者は地上契約…締結しなければならない。)

(b) 私的自治の原則ほかに反するおそれ

憲法は、国民に納税の義務、勤労の義務、子どもに普通教育を受けさせる義務についてのみ課し、その他の義務は課していない。しかしながら、これ以上の義務を国民に与えることは違法であり、契約の有無やその相手、内容は私人が自由に決められるという、近代法の大原則である「私的自治の原則」にも反する。なお、現状、NHKは、受信料の法的性質について、「NHKの維持運営のための特殊な負担金」として、番組受信のための対価ではないとしている。特別の給付（放送の受信）に対する反対給付としてではなく、対価性のない金銭の徴収というのは、まさに租税なのであるが、NHKは現在の受信料を租税でもないとする。課税権・徴税権を持つ自治体や国以外の者（特殊法人）が、税に類するものを徴収している現実には、疑問視されなければならない。

なお、NHKは対価性が無いと主張するが、同社の料金形態は、地上契約や衛星契約といったものに分かれ、公益性・対価性を意識した、段階的な料金形態となっている。これこそが、放送の対価性を裏付けるものである。対価性があるならば、見たくない者、見ない者から徴収するのはおかしいのであって、いわゆるスクランブル化によって、（緊急時放送など重要な放送以外の）娯楽放送などは見たい者からのみ徴収するなどすべきであり、それを怠っているNHKの不作为は、非難されるべきである。

(c) 携帯電話やカーナビ保持者は契約対象か否か

法第64条は、NHKの放送を受信できる受信設備を「設置」した者に対し、同社と契約を締結すべき旨を定める。設置とは、「備え置く」という事を考えると、大きなテレビを「据え付ける」と解するのが自然な解釈である。しかし、NHKは、「持ち運んで利用する」携帯のワンセグテレビも対象とか、「カーナビに付いているテレビも対象」と主張している。同社の放送受信規約の「携帯用受信機」や「自動車用受信機」に該当するからという理由である。しかし、放送法上の「受信設備」「設置」（機械などを備え付けること）に該当するかという点には疑問が残り、「上位法は下位法に優先する」という原則によれば、契約対象から外して考えるべきである。思うに、法制定当時想定されなかったTV付き携帯が重要な地位を占めるようになり、受信料を広く徴収するために、下位規範である同社受信規約で無理矢理契約の対象としたため、このような齟齬が生じたのだろう。また、そもそも、「放送」の受信を目的としない受信設備は契約の対象外（法第64条但書）であることから、携帯の主機能（電話やメール）しか使わない者にとって、同社受信規約で契約や支払いを強いられる事は問題がある。現状、ほとんどの携帯にテレビ機能は付けられており、NHKの支払いを拒みたい者は、これの無い携帯を選択せねばならず、消費者の選択権を不当に侵害するものである。

(d) 最近のNHK会長の言動について

2014年、領土問題に関する報道機関の問いに対し「明確に日本の立場を主張するのは当然のこと。政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない。」と発言したり、慰安婦問題について、「そのときの現実としてあったこと。会長の職はさておき、韓国は日本だけが強制連行をしたみたいなのを言うからややこしい。」「韓国だけにあったと思っているのか。戦争地域にはどこでもあったと思っている。ドイツやフランスにはなかったと言えるのか。ヨーロッパはどこでもあった。」などと、あたかも当時の行為を肯定するかのように述べ、報道の不偏不党の観点からして、また、会長としての適格性すら疑わせる発言を乱発している。

また、最近では、彼が私的にゴルフに出かけた際、ハイヤーを利用し、その代金がNHKに請求されていたことが内部告発でわかった。

このような、訳の分からないことに、国民の皆さんの受信料が使われていると思うと、視聴者たる国民の皆さんからすれば、「払いたくない」「納得できない」などと考えて当然である。これから、パソコンの保持者や、全国民から税金で広く受信料が徴収され、そのお金でゴルフに行きついでひとり楽しまれては、たまったものではない。

については、①法第64条におけるNHKとの契約義務規定の改正を求め、受信料の全世帯支払い義務法制化に反対し、②放送をスクランブル化して真にNHKの放送を見たい者からのみ料金を徴収し、また、③公共放送として不偏不党な放送をし、国民の目線に立った経営をなされるべきことについて、貴議会より意見書を提出される事を求めたい。

² 租税の定義については、「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する租税に当たるといふべきである」などとされている。（旭川市国民健康保険条例訴訟、最判平成18年3月1日）

陳情第 8 号

倉吉市国民健康保険条例の改正について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年 4月20日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 6月 8日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成27年4月20日

倉吉市議会議長 様

陳情者 住所：鳥取県倉吉市新田129
氏名：足羽 佑太

倉吉市国民健康保険条例の改正について(陳情)



このことについて、下記のとおり陳情します。

記

○陳情の要旨

倉吉市国民健康保険条例(昭和63年3月24日条例第2号。以下、単に「条例」という。)の第26条については、下記「陳情事項の詳細」のとおり必要な改正がなされるべく、貴所屬においてご検討賜りたい。

○陳情事項の詳細

国民健康保険制度については、国民皆保険の理念のもと、市町村が保険者、その市に在住する市民が被保険者となつて行われる保険制度であり、倉吉市においては、条例第9条に定める被保険者に対し、条例第9条の2ないし条例第17条の6に定める保険料が徴収されるものである。その保険料は、国の定める国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の基礎賦課保険料がベースとなつて定められている。

さて、現下の厳しい経済情勢の中、市内在住者においても、「食べていくのが精一杯なのに、高価な国民健康保険料を払えない」「しかも、国はこれから、国民健康保険料を値上げすると言っている」との不満の声が聞かれる。

国民健康保険法の理念は、社会保障及び国民保健の向上に寄与(同法第1条)し、国民の生存権(日本国憲法第25条)を増進するものであるもので、その重要性については言及すべくもないが、高価な保険料負担で被保険者が干上がってしまった場合は、法の理念に逆行するものであることは指摘しなければならない。

貴市においては、条例第26条第1項第1号において、保険料の減免の対象を、「災害等により生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者」などに限定し、たとえば失業者や、解雇などにより著しく収入の減少した者、一定の病気になつた者などが免除の対象から外れている。たとえば国民年金制度などにおいては、収入要件で免除まで認められていることに鑑みれば、貴市の条例においても、現在の減免の対象よりも拡充し、「災害および収入減少などにより」と改正する必要があると感ずるところである。今のままでは、災害「等」に該当するか否かの判断基準に幅があり、当局の裁量が大きくなっている。なお、他市においては収入要件により免除となるところも現に存在する。

倉吉市の現下の経済情勢を考えれば、富める者からそうでない者への所得移転、所得の再配分、共助システムの拡充、それを担う国民健康保険制度の増強・補強がさらに求められるところであり、貴市において、条例第26条について、上述のとおり必要な改正を行われたい。

以上

陳情第 9 号

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める意見書提出について

- 1 提出者 在日本大韓民国民団鳥取県地方本部
団長 薛 幸夫
- 2 受理年月日 平成27年 5月19日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 6月 8日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成 27 年 5 月 15 日

倉吉市議会議長 由田 隆 様

(提出者)

住 所 鳥取県鳥取市行徳 2 - 5 6 1

氏 名 在日本大韓民国民団鳥取県地方本部
団長 薛 幸夫



人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情

陳情事項

人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチを法律で禁止し処罰する人種差別撤廃基本法の制定を求める意見書を政府並びに国会へ提出してほしい。

陳情理由

日本は世界第三位の経済大国であり、民主主義の成熟した国として、また優れた文化を有する「おもてなし」の国として国際社会において高く評価されています。

現在、日本には在日韓国人をはじめとする 200 万人以上の外国人住民が居住しており、納税などの義務をはじめ地域社会に応分の貢献をし生活を営んでいます。

ところが昨年来、主に在日韓国人を標的としたヘイトスピーチデモが日本各地で頻繁に起こっていることに私たちは心を痛めております。とりわけ「朝鮮人みな殺しにせよ」「不逞鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などというヘイトスピーチがあからさまに露出してきており、私たちは大変憂慮しています。

ヘイトスピーチデモを行なう団体は、在特会（在日特権を許さない市民の会）をはじめとするネット右翼や新興の右派団体で、繁華街を拡声器を使って怒声を飛ばしレイシズム的表現で憎悪を煽る披らの一連の言動は、日本の社会問題として深刻化しています。日本の各界においても常軌を逸した人種差別を憂慮し規制を求める声が上がっており、2020 年の東京オリンピックを控え、国際社会においても問題視されています。

私たちは、在日韓国人をはじめとする外国人住民の生命と安全を脅かすヘイトスピーチ・ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、速やかな解決を求めて人種差別撤廃基本法の制定を求める意見書の提出を陳情します。

